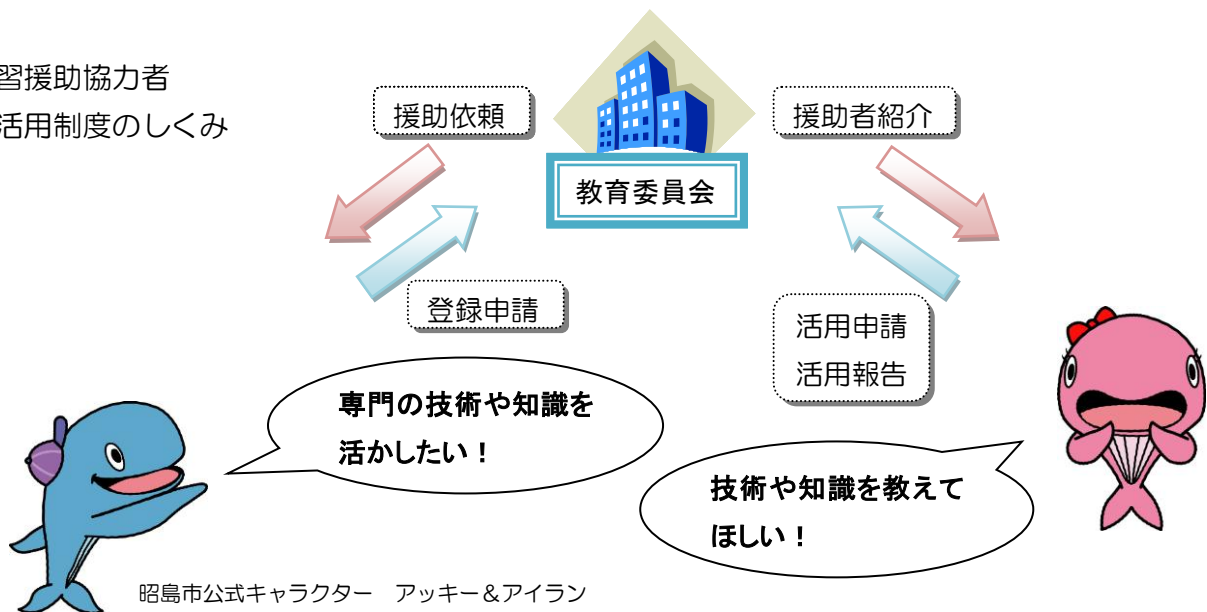




あなたの技能や知識を地域の中で活かしてみませんか？

その技能や知識を学びたい人がたくさんいます。

生涯学習援助協力者
登録・活用制度のしくみ



登録要件 生涯学習に深い理解と熱意を有する18歳以上の、文化・芸術・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動に深い理解と熱意を持つ個人、団体

登録方法 制度・趣旨をご理解いただいた上で、所定の申請用紙を下記申込先に直接ご提出ください。

※登録までの流れの詳細は、裏面をご覧ください。

申込・問合せ先 昭島市教育委員会事務局生涯学習部社会教育課社会教育係
昭島市田中町 1-17-1 (市役所2階3番) 電話 042-544-4468 (ダイヤルイン)



生涯学習援助協力者登録の流れ

1 生涯学習援助協力者制度の概要

- 市民のニーズに応じて、生涯学習を推進するための援助（講師など）をします。
- 原則、無償です。
- 営利・政治・宗教活動、勧誘等は禁じます。
- 生涯学習に深い理解と熱意のある18歳以上の方あるいは団体で、専門的な知識又は技能を有している方（資格・免許・活動実績等のある方）が登録できます。
- 利用したい団体から依頼があれば、ご紹介させていただきます。
- 市の事業でお願いしたいとき、講師等の依頼をさせていただきます。
- 援助内容による登録（必須）と、実施できる講座内容による登録ができます。
- ホームページ等での情報公開にご協力をお願いします（個人情報是非公開とします）。

2 生涯学習援助協力者として登録する

- (1) 登録にあたっては、担当職員との面談をお願いしています。
- (2) 申請書に記入し、提出すれば登録は完了です。
 - ・活動の経歴等の欄には、資格・免許・経歴・実績などをご記入ください。
 - ・援助を希望する団体に提供できる講座を記入できる用紙もあります。

カテゴリー 一覧（参考）

家庭生活	子育て、健康、生活経済など
社会生活	環境、福祉、教育、社会経済、労働、社会問題、情報、心の健康など
教養	語学、歴史、自然科学、〇〇学など
芸術・文化	絵画、書道、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、囲碁・将棋、園芸、工作など
スポーツ・レク	健康スポーツ、体操、球技、スポーツ医療、旅行、レクリエーション
産業・技術	工業、建設、商業、その他

☆ 登録の期限

登録の期限は、申請書をご提出いただいた日から3年間となります。自動継続ではありませんので、引き続き登録を希望される場合は、再度申請書の提出をお願いいたします。

